

指示があるまで開いてはいけません
問題の内容に関する質問にはお答えできません。

【配 点】

1 旅行業法及びこれに基づく命令

各4点×25問

2 旅行業約款、運送約款及び宿泊約款

各4点×24問

3 国内旅行実務

1. ～4. 各4点×11問

1 旅行業法及びこれに基づく命令

旅行業法及びこれに基づく命令に関する以下の各設問について、該当する答を、選択肢の中からそれぞれ1つ選びなさい。

(1) 次の記述のうち、法第1条「目的」に定められているものはどれか。

- ア. 旅行業等を営む者の利便の増進
- イ. 旅行業等を営む者の業務の公正な競争の確保
- ウ. 旅行に関する需要の拡大
- エ. 旅行業等を営む者の組織する団体の適正な活動の促進

(2) 報酬を得て、次の行為を事業として行う場合、旅行業の登録を受けなければならないものはどれか。

- ア. 旅行者から依頼を受けて、スポーツ観戦チケットや観劇などの入場券のみを販売する行為
- イ. 旅行に関する相談に応ずる行為
- ウ. 旅行業者から依頼を受けて、旅行者のために査証の取得の手続を代行する行為
- エ. 観光タクシー会社が自ら所有するタクシーを使い、旅行者のために観光施設の入場と昼食をセットにした日帰り旅行を販売する行為

(3) 旅行業及び旅行業者代理業の登録に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行業者代理業を営もうとする者は、所属旅行業者を第1種旅行業者とする場合であっても、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に新規登録申請書を提出しなければならない。
- イ. 地域限定旅行業を営もうとする者は、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に新規登録申請書を提出しなければならない。
- ウ. 旅行業の登録の有効期間満了の後、引き続き旅行業を営もうとする者は、有効期間の満了の日の2月前までに更新登録申請書を登録行政庁に提出しなければならない。
- エ. 第2種旅行業の有効期間の更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日から起算する。

(4) 登録業務範囲に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか（いずれも総合旅行業務取扱管理者を選任しているものとする。）。

- ア. 第1種旅行業者は、すべての旅行業務を取り扱うことができる。
- イ. 第2種旅行業者は、本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）の実施に係る旅行業務を取り扱うことはできない。
- ウ. 第3種旅行業者は、本邦外のすべての旅行業務を取り扱うことはできない。
- エ. 地域限定旅行業者は、一の企画旅行ごとに一の自らの営業所の存する市町村（特別区を含む。）の区域、これに隣接する市町村の区域及び観光庁長官の定める区域についてのみ、企画旅行を実施することができる。

(5) 次の記述のうち、旅行業又は旅行業者代理業の登録の拒否事由に該当しないものはどれか。

- ア. 公職選挙法に違反して禁錮2年の刑に処せられて、その刑の執行が終わった日から5年を経過した者
- イ. 申請前5年以内に旅行業務に関し不正な行為をした者
- ウ. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- エ. 営業所ごとに法第11条の2の規定による旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められない者

(6) 変更登録等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 第2種旅行業者が法人である場合、その名称について変更があったときは、その日から30日以内にその主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に登録事項変更届出書を提出しなければならない。
- イ. 旅行業者代理業者が主たる営業所の所在地について変更（都道府県の区域を異にする所在地の変更に限る。）があったときは、その日から30日以内に変更後の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に登録事項変更届出書を提出しなければならない。
- ウ. 第3種旅行業者は、第1種旅行業への変更登録の申請をしようとするときは、観光庁長官に変更登録申請書を提出しなければならない。
- エ. 旅行業者等は、選任している旅行業務取扱管理者の氏名について変更があったときは、その日から30日以内に登録行政庁に変更登録申請書を提出しなければならない。

(7) 営業保証金に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行業者は、毎事業年度終了後において、その供託している営業保証金の額が所定の額に不足することとなるときは、その不足額を毎事業年度終了後において、その終了の日の翌日から100日以内に追加して供託しなければならない。
- イ. 旅行業者は、営業保証金を供託し、供託所から供託物受入れの記載のある供託書の受領後、直ちにその事業を開始することができる。
- ウ. 第2種旅行業の新規登録を受けた者が供託すべき営業保証金の額は、登録の申請時に添付した書類に記載した旅行業務に関する旅行者との年間取引見込額が400万円未満の場合にあっては、1,100万円である。
- エ. 営業保証金は、旅行業者の主たる営業所の最寄りの供託所に国債証券、地方債証券その他の国土交通省令で定める有価証券をもって、供託することができる。

(8) 旅行業務取扱管理者の選任に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア. 第3種旅行業者の複数の営業所が近接し（営業所間の距離の合計が40キロメートル以下）、併せて当該複数の営業所の前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額の合計額が1億円以下の場合、旅行業務取扱管理者は、その複数の営業所を通じて1人で足りる。
- イ. 旅行業者等は、旅行業務取扱管理者について、5年ごとに旅行業務に関する法令、旅程管理その他の旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るため、旅行業協会又は旅程管理研修業務を行う登録研修機関（旅行業協会を除く。）が実施する研修を受けさせなければならない。
- ウ. 旅行業者は、拠点区域内のもののみについて旅行業務を取り扱う営業所にあっては、地域限定旅行業務取扱管理者試験（当該営業所の所在する地域に係るものに限る。）に合格した者を当該営業所の旅行業務取扱管理者として選任することができる。
- エ. 旅行業者等は、旅行業務に従事した経験が5年未満である者を、旅行業務取扱管理者として選任することはできない。

(9) 次の記述のうち、旅行業務取扱管理者の職務として定められていないものはどれか。

- ア. 法第12条の9の規定による標識の掲示に関する事項
- イ. 旅行に関する計画の作成に関する事項
- ウ. 法第12条の4の規定による取引条件の説明に関する事項
- エ. 契約締結の年月日、契約の相手方その他の旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項についての明確な記録又は関係書類の保管に関する事項

(10) 旅行者から収受する旅行業務の取扱いの料金（企画旅行に係るものを除く。）に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア. 旅行業者等は、旅行業務の取扱いの料金をそれぞれの営業所において旅行者が閲覧することができるよう備え置くことで足りる。
- イ. 旅行業者は、事業の開始前に、旅行者から収受する旅行業務の取扱いの料金を定め、登録行政庁の認可を受けなければならない。
- ウ. 旅行業者は、旅行者から収受する旅行業務の取扱いの料金の額を変更したときは、遅滞なくその旨を登録行政庁に届け出なければならない。
- エ. 旅行業務の取扱いの料金は、契約の種類及び内容に応じて定率、定額その他の方法により定められ、旅行者にとって明確でなければならない。

(11) 旅行業約款に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行業者が現に認可を受けている旅行業約款について、契約の変更及び解除に関する事項を変更しようとするときは、登録行政庁の認可を受けなければならない。
- イ. 旅行業者が、観光庁長官及び消費者庁長官が定めて公示した標準旅行業約款と同一の旅行業約款を定めたときは、その旅行業約款については、登録行政庁による認可を受けたものとみなされる。
- ウ. 委託旅行業者と受託旅行業者が標準旅行業約款と同一の旅行業約款を定めているときは、当該委託旅行業者を代理して企画旅行契約を締結する受託旅行業者の営業所には、当該受託旅行業者の旅行業約款を備え置くことで足りる。
- エ. 保証社員である旅行業者の旅行業約款にあって、その所属する旅行業協会の所在地を変更しようとするときは、登録行政庁の認可を受けることを要しない。

(12) 次の記述のうち、旅行業者等が企画旅行契約を締結しようとする場合にあって、その取引の条件について旅行者に説明しなければならない事項として定められていないものはどれか。

- ア. 旅程管理業務を行う者が同行しない場合にあっては、旅行地における企画者との連絡方法
- イ. 旅行に参加する資格を定める場合にあっては、その旨及び当該資格
- ウ. 旅行の目的地を勘案して、旅行者が取得することが望ましい安全及び衛生に関する情報がある場合にあっては、その旨及び当該情報
- エ. 旅行中の損害の補償に関する事項

(13) 旅行者等が旅行業務に関し旅行者と契約を締結しようとするときに、取引条件の説明にあたって旅行者に交付する書面に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行者等は、書面の交付に代えて政令で定めるところにより、旅行者の承諾を得て、書面に記載すべき事項を国土交通省令・内閣府令で定める情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該旅行者等は、当該書面を交付したものとみなす。
- イ. 旅行者等は、対価と引換えに法第12条の5に規定するサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付する場合であっても、旅行者に対して書面を交付しなければならない。
- ウ. 旅行者は、旅行に関する相談に応ずる行為に係る旅行業務について契約を締結しようとする場合にあっては、旅行者が旅行者に支払うべき対価及びその収受の方法、並びにその対価によって提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容を書面に記載しなければならない。
- エ. 旅行者等は、企画旅行契約を締結しようとする場合は、当該契約に係る旅行業務取扱管理者の氏名及び旅行者の依頼があれば当該契約に係る旅行業務取扱管理者が最終的には説明を行う旨を、書面に記載しなければならない。

(14) 次の記述から、旅行者等が旅行者と企画旅行契約を締結したときに交付する書面の記載事項として定められているもののみをすべて選んでいるものはどれか。

- a. 契約申込の年月日及び契約の成立に関する事項
- b. 責任及び免責に関する事項
- c. 旅行者が旅行者等に支払うべき対価に含まれていない旅行に関する経費であって旅行者が通常必要とするもの
- d. 企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）の参加者数があらかじめ企画者が定める人員数を下回った場合に当該企画旅行を実施しないこととするときは、その旨及び当該人員数

ア. a, d イ. b, c ウ. b, c, d エ. a, b, c, d

(15) 旅行業務取扱管理者の証明書の提示、外務員の証明書携帯等に関する次の記述から、正しいもののみをすべて選んでいるものはどれか。

- a. 旅行業務取扱管理者は、旅行者から請求があったときは、国土交通省令で定める様式による旅行業務取扱管理者の証明書を提示しなければならない。
- b. 外務員とは、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、旅行者等のために営業所以外の場所で旅行業務について取引を行う使用人のことで、役員は除かれる。
- c. 第1種旅行者以外の旅行者等の外務員の証明書は、その主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が発行する。
- d. 外務員は、その業務を行うときは、旅行者からの請求の有無にかかわらず、外務員の証明書を提示しなければならない。

ア. a, d イ. b, c ウ. a, c, d エ. a, b, c, d

(16) 次の記述のうち、企画旅行に参加する旅行者を募集するための広告の表示事項として定められていないものはどれか。

- ア. 旅行者が旅行者等に支払うべき対価
- イ. 全国通訳案内士又は地域通訳案内士の同行の有無
- ウ. 企画者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号
- エ. 旅程管理業務を行う者の同行の有無

(17) 標識に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア. 旅行者等の標識には、営業所において選任された旅行業務取扱管理者及び旅程管理業務を行う者のうち主任の者の氏名を記載しなければならない。
- イ. 旅行者等は、営業所において、国土交通省令で定める様式の標識を公衆に見やすいように掲示しなければならない。
- ウ. 旅行者等の標識には、当該旅行者等が法人である場合にあっては、営業所の名称及びその代表者の氏名を記載しなければならない。
- エ. 旅行者代理業者の標識には、登録番号、登録年月日、所属旅行者の登録の有効期間を記載しなければならない。

(18) 企画旅行の円滑な実施のための措置に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行者は、旅行に関する計画に定めるサービスの旅行者への確実な提供を確保するために旅行の開始前に必要な予約その他の措置を講じなければならない。
- イ. 旅行者は、本邦外の旅行にあっては、旅行に関する計画に定めるサービスの内容の変更を必要とする事由が生じた場合は、代替サービスの手配及び当該サービスの提供を受けるために必要な手続きの実施その他の措置を講じなければならない。
- ウ. 旅行者は、本邦内の旅行を実施する場合にあっては、旅行地において旅行に関する計画に定めるサービスの提供を受けるために必要な手続の実施その他の措置について、契約の締結の前に旅行者にこれらの措置を講じない旨を説明すれば、旅程管理業務を行わなくてもよい。
- エ. 旅行者は、旅行に関する計画における2人以上の旅行者が同一の日程により行動することを要する区間における円滑な旅行の実施を確保するために必要な集合時刻、集合場所その他の事項に関する指示を行わなければならない。

(19) 旅程管理業務を行う者に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア. 企画旅行に参加する旅行者に同行して、旅程管理業務を行う者として旅行業者によって選任される者が複数の場合は、当該同行する者のすべてが旅程管理業務を行う主任の者の資格要件を満たす者でなければならない。
- イ. 国土交通省令で定める旅程管理業務に関する実務の経験とは、登録研修機関が実施する旅程管理研修の課程を修了した日の前後3年以内に2回以上の旅程管理業務に従事した経験をいう。
- ウ. 旅行業者は、いかなる場合も未成年者を旅程管理業務を行う主任の者として選任することができない。
- エ. 旅行業者によって選任された旅程管理業務を行う主任の者の指導による旅程管理業務に相当する実務の研修を受けた経験は、当該研修を受けた地域を目的地とする旅行に係る旅程管理業務に従事した経験とみなされる。

(20) 法第13条「禁止行為」及び第14条「名義利用等の禁止」に関する次の記述から、正しいもののみをすべて選んでいるものはどれか。

- a. 旅行業者等の従業者は、旅行者に対し、旅行地において特定のサービスの提供を受けることを強要する行為をしてはならない。
- b. 旅行業者等は、営業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず、旅行業又は旅行業者代理業を他人にその名において経営させてはならない。
- c. 旅行業者等が旅行者に対し、旅行地において施行されている法令に違反するサービスの提供をあっせんする旨の広告を掲載しても、便宜を供与しなければ禁止行為には該当しない。
- d. 旅行業者等は、旅行業務に関し取引をする者に対し、その取引に関する重要な事項について、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

ア. a, b イ. a, c ウ. b, d エ. a, b, d

(21) 受託契約に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア. 地域限定旅行業者は、第1種旅行業者を委託旅行業者とする受託契約を締結することができない。
- イ. 旅行業者代理業者は、所属旅行業者の事前の承諾があれば、自ら直接、他の旅行業者と受託契約を締結することができる。
- ウ. 旅行業者は、複数の他の旅行業者と受託契約を締結することができる。
- エ. 委託旅行業者及び受託旅行業者は、受託契約において、委託旅行業者を代理して企画旅行契約を締結することができる受託旅行業者の営業所を定めておく必要はない。

(22) 旅行業者代理業者に関する次の記述から、正しいもののみをすべて選んでいるものはどれか。

- a. 旅行業者代理業を営もうとする者は、地域限定旅行業者を所属旅行業者とすることはできない。
- b. 所属旅行業者は、いかなる場合であっても、旅行業者代理業者が旅行業務につき旅行者に加えた損害を賠償する責めに任ずる。
- c. 旅行業者代理業者は、受託旅行業者代理業者として委託旅行業者を代理して企画旅行契約（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を締結する場合を除き、所属旅行業者以外の旅行業者のために旅行業務を取り扱ってはならない。
- d. 旅行業者代理業者は、その行う営業が旅行業であると誤認させ、又は所属旅行業者を誤認させるような表示、広告その他の行為をしてはならない。

ア. a, b イ. c, d ウ. a, b, c エ. b, c, d

(23) 旅行サービス手配業に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行サービス手配業の登録の有効期間は、定められていない。
- イ. 旅行サービス手配業者は、第2種旅行業者の営業所において選任されている旅行業務取扱管理者を、自らの営業所における旅行サービス手配業務取扱管理者として選任し、兼任させることができる。
- ウ. 旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務を他人に委託する場合においては、他の旅行サービス手配業者又は旅行業者に委託しなければならない。
- エ. 旅行サービス手配業者は、運送サービス（専ら企画旅行の実施のために提供されるものに限る。）を提供する者に対し、輸送の安全の確保を不当に阻害する行為をしてはならない。

(24) 次の記述のうち、旅行業協会が適正かつ確実に実施しなければならない業務として定められていないものはどれか。

- ア. 旅行に関するサービスを提供する者に対する研修
- イ. 旅行業務又は旅行サービス手配業務の適切な運営を確保するための旅行業者等又は旅行サービス手配業者に対する指導
- ウ. 旅行業務及び旅行サービス手配業務に関する取引の公正の確保又は旅行業、旅行業者代理業及び旅行サービス手配業の健全な発達を図るための調査、研究及び広報
- エ. 旅行者及び旅行に関するサービスを提供する者からの旅行業者等又は旅行サービス手配業者の取り扱った旅行業務又は旅行サービス手配業務に対する苦情の解決

(25) 弁済業務保証金制度に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア. 旅行業協会に加入しようとする旅行業者は、その加入しようとする日までに、所定の弁済業務保証金分担金を旅行業協会に納付しなければならない。
- イ. 保証社員と旅行業務に関し取引をした旅行者及び当該保証社員から手配を依頼された旅行サービス手配業者は、その取引によって生じた債権に関し、旅行業協会が供託している弁済業務保証金から弁済を受ける権利を有する。
- ウ. 旅行業協会が供託している弁済業務保証金から債権の弁済を受ける権利を有する者は、その権利を実行しようとするとき、その債権について登録行政庁の認証を受けなければならない。
- エ. 旅行業協会は、保証社員から弁済業務保証金分担金の納付を受けたときは、これを保証社員の主たる営業所の最寄りの供託所に弁済業務保証金として供託しなければならない。

2 旅行業約款、運送約款及び宿泊約款

1. 標準旅行業約款に関する以下の各設問について、該当する答を、選択肢の中からそれぞれ1つ選びなさい。

(1) 募集型企画旅行契約の部「適用範囲」「用語の定義」に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア. 旅行業者が旅行者との間で締結する募集型企画旅行契約において、約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習による。
- イ. 「国内旅行」とは、本邦内のみの旅行をいい、「海外旅行」とは、本邦外の旅行のみをいう。
- ウ. 「募集型企画旅行」とは、旅行業者が、旅行者からの依頼により、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が旅行業者に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいう。
- エ. 旅行業者が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で口頭で特約を結んだときは、その特約は約款に優先して適用される。

(2) 募集型企画旅行契約の部「旅行契約の内容」「手配代行者」「契約の申込み」に関する次の記述から、正しいもののみをすべて選んでいるものはどれか。

- a. 旅行業者は、契約において、旅行者が旅行業者の定める旅行日程に従って、旅行サービスの提供を受けることができるように、手配することのみを引き受ける。
- b. 旅行業者は、国内旅行の契約の履行に当たって、その手配の全部又は一部を本邦内の他の旅行業者、手配を業として行う者に代行させることはできない。
- c. 旅行業者に契約の申込みをしようとする旅行者は、通信契約を締結する場合を除き、旅行業者所定の申込書に所定の事項を記入の上、旅行業者が別に定める金額の申込金とともに、旅行業者に提出しなければならない。
- d. 旅行者から収受する申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱う。

ア. a, b イ. c, d ウ. b, c, d エ. a, b, c, d

(3) 募集型企画旅行契約の部「電話等による予約」「契約締結の拒否」「契約の成立時期」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行業者が旅行者からインターネットにより通信契約の予約を受け付け、当該予約の承諾の旨を通知した後、旅行業者が定める期間内に、当該旅行者から会員番号等の通知があったときは、契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位による。
- イ. 旅行業者は、旅行者が、旅行業者に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為を行ったときは、契約の締結に応じないことがある。
- ウ. 旅行業者は、応募旅行者数が募集予定数に達したときは、契約の締結に応じないことがある。
- エ. 契約は、通信契約の場合を除き、旅行業者が契約の締結を承諾し、旅行者から旅行業者所定の申込書を受理した時に成立する。

(4) 募集型企画旅行契約の部「契約書面の交付」「確定書面」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行業者は、契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び旅行業者の責任に関する事項を記載した書面を交付する。
- イ. 旅行業者は、契約書面において、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称を記載した場合には、改めて確定書面を交付することを要しない。
- ウ. 確定書面を交付した場合であっても、旅行業者が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該旅行業者が契約書面に記載するところに特定される。
- エ. 旅行業者は、確定書面を交付する場合において、手配状況の確認を希望する旅行者から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、迅速かつ適切にこれに回答する。

(5) 募集型企画旅行契約の部「契約内容の変更」「旅行代金の額の変更」「旅行者の交替」に関する次の記述から、正しいもののみをすべて選んでいるものはどれか。

- a. 旅行業者は、旅行業者の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ず契約内容を変更するときは、いかなる場合であっても旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明しなければならない。
- b. 旅行者は、契約上の地位を第三者に譲り渡すことについて、旅行業者の承諾を求めようとするときは、旅行業者所定の用紙に所定の事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに、旅行業者に提出しなければならない。
- c. 確定書面に記載した利用予定ホテルが過剰予約受付をしたため利用できなくなり、旅行業者が宿泊料金の高い他のホテルに変更したことにより、旅行の実施に要する費用が増加した場合、旅行業者は、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を増額することができる。
- d. 旅行業者の承諾を得て旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、旅行者の当該契約に関する一切の権利及び義務を承継する。

ア. a, c イ. b, d ウ. b, c, d エ. a, b, c, d

(6) 募集型企画旅行契約の部「旅行者の解除権」に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア. 旅行業者が旅行者に対し確定書面を交付すべき場合において、所定の期日までに、確定書面を交付しなかったときは、旅行者は旅行開始前に取消料を支払うことなく契約を解除することができる。
- イ. 旅行者が、旅行開始後に、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領できなくなった場合において、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除したときは、旅行業者は、旅行代金の全額を旅行者に払い戻さなければならない。
- ウ. 旅行開始前において、旅行業者によって契約内容が変更されたときは、旅行者は変更内容の如何にかかわらず取消料を支払うことなく契約を解除することができる。
- エ. 旅行開始前において、旅行者は、病気により入院したことを事由として、取消料を支払うことなく契約を解除することができる。

(7) 募集型企画旅行契約の部「旅行業者の解除権等－旅行開始前の解除」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか（いずれも解除に係る旅行者への理由説明は行うものとする。）。

- ア. 旅行業者は、日帰りの国内旅行において、参加する旅行者の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったことから、旅行業者が契約を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、3日目に当たる日より前に、旅行者に当該旅行を中止する旨を通知する。
- イ. 旅行者が旅行業者があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したときは、契約を解除することがある。
- ウ. 旅行業者は、旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるときは、契約を解除することがある。
- エ. 旅行業者は、スキーを目的とする宿泊を伴う国内旅行において、降雪量不足で滑降ができないおそれが極めて大きいことにより、契約を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前に、旅行を中止する旨を旅行者に通知しなければならない。

(8) 募集型企画旅行契約の部「旅行業者の解除権－旅行開始後の解除」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか（いずれも解除に係る旅行者への理由説明は行うものとする。）。

- ア. 旅行業者は、旅行者が反社会的勢力であることが判明したときは、契約の一部を解除することがある。
- イ. 旅行業者は、旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による旅行業者の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるときは、契約の一部を解除することがある。
- ウ. 航空機の欠航により、旅行の継続が不可能となったときは、旅行業者は、契約の一部を解除することがある。
- エ. 旅行業者は、添乗員が病気になったため、当該添乗員による旅程管理業務の遂行が不可能となったときは、契約の一部を解除することができる。

(9) 募集型企画旅行契約の部「旅行代金の払戻し」「契約解除後の帰路手配」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行開始後に旅行業者が契約の一部を解除した場合において、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行業者は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に当該金額を払い戻す。
- イ. 旅行開始前に契約内容の変更により旅行代金を減額したとき、旅行業者は、旅行者に対し契約内容の変更が生じた日から起算して30日以内に当該金額を払い戻す。
- ウ. 旅行業者は、通信契約を解除した場合において、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、提携するクレジットカード会社のカード会員規約に従って、当該旅行者に対し当該金額を払い戻す。
- エ. 旅行者が病気により旅行の継続に耐えられないという事由で、旅行開始後に旅行業者が契約を解除したときは、旅行業者は、旅行者の求めに応じて、旅行者が当該旅行の出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受ける。

(10) 募集型企画旅行契約の部「団体・グループ契約」「契約責任者」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者は、その責任ある代表者を定めて、旅行業者に契約を申し込むことができる。
- イ. 旅行業者は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者は構成者の契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなす。
- ウ. 契約責任者は、旅行業者が定める日までに、構成者の人数を旅行業者に通知すれば、構成者の名簿を提出することを要しない。
- エ. 旅行業者は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではない。

(11) 募集型企画旅行契約の部「旅程管理」「旅行業者の指示」「添乗員等の業務」「保護措置」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行業者は、旅程管理の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ない場合であって、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスの内容が当初の旅行サービスの内容を上回るものになるようにしなければならない。
- イ. 旅行業者は、旅行の内容により添乗員その他の者を同行させて旅程管理業務その他当該旅行に付随して旅行業者が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがある。
- ウ. 旅行者は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための旅行業者の指示に従わなければならない。
- エ. 旅行業者は、旅行中の旅行者が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがある。この場合において、これが当該旅行業者の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用は旅行者の負担とする。

(12) 募集型企画旅行契約の部「旅行業者の責任」「旅行者の責任」に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア. 国内旅行において、旅行業者が重大な過失により旅行者の手荷物に損害を与えたときは、旅行業者は旅行者1名に対し、手荷物1個につき15万円を限度として賠償する。
- イ. 契約の履行に当たって、旅行業者の手配代行者が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、当該手配代行者がその損害を賠償する責に任じ、旅行業者はその責に任じない。
- ウ. 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行終了後速やかにその旨を旅行業者に申し出なければならない。
- エ. 旅行業者は、国内旅行において、旅行業者の故意又は過失により旅行者の手荷物に損害を与えたときは、損害発生の翌日から起算して、14日以内に当該旅行業者に対して通知があったときに限り、その損害を賠償する。

(13) 受注型企画旅行契約の部に関する次の記述から、正しいもののみをすべて選んでいるものはどれか。

- a. 国内旅行（貸切船舶を利用する場合を除く。）において、旅行業者が企画書面及び契約書面に旅行代金の内訳として企画料金の金額を明示して契約している場合において、旅行者が自己都合により旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前に当該契約を解除したときは、旅行業者は、企画料金に相当する金額の取消料の支払いを受ける。
- b. 旅行者は、旅行業者に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約内容を変更するよう求めることができ、旅行業者は可能な限りその求めに応じるが、その際、旅行の実施に要する費用が増加したときは、その増額分は旅行業者が負担しなければならない。
- c. 旅行業者は、旅行者に対し企画書面を交付することにより、契約書面の交付に代えることができる。
- d. 旅行業者は、団体・グループ契約において、申込金の支払いを受けることなく契約を締結する場合には、契約責任者にその旨を記載した書面を交付し、当該契約は、旅行業者が当該書面を交付した時に成立する。

ア. a, d イ. b, c ウ. a, b, d エ. a, b, c, d

(14) 募集型企画旅行契約の部及び受注型企画旅行契約の部「旅程保証」に関する次の記述から、誤っているものはどれか（いずれも変更補償金を支払う場合に、その額は約款が定める支払いが必要な最低額を上回っているものとする。）。

- ア. 旅行業者は、契約書面に記載したレストランから契約書面に記載の無い他のレストランに変更したことにより、旅行開始前に旅行者が契約を解除した場合、旅行者に変更補償金を支払わない。
- イ. 旅行業者が支払うべき変更補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき旅行代金に15%以上の旅行業者が定める率を乗じた額をもって限度とする。
- ウ. 旅行業者は、約款に定める契約内容の重要な変更が生じた場合に、旅行者から旅行業者にその旨の申出があったときに限り、旅行者に対し変更補償金を支払う。
- エ. 旅行業者は、契約書面に記載した宿泊機関の名称を変更した原因が、当該旅行業者の手配代行者の責任によるものであることが明らかな場合は、旅行者に変更補償金を支払わない。

(15) 募集型企画旅行契約の部及び受注型企画旅行契約の部「旅程保証」に関する次の記述のうち、変更補償金の支払いを要するものはどれか（いずれも変更補償金を支払う場合に、その額は約款が定める支払いが必要な最低額を上回っているものとする。）。

- ア. 確定書面に「A旅館露天風呂付き和洋室」の客室と記載されていたが、A旅館の過剰予約受付により、同じ「A旅館の露天風呂なし洋室」の客室に変更になったとき。
- イ. 確定書面に「新幹線やまびこ号グリーン車指定席」と記載されていたが、当該新幹線が運休となったため、後続の「新幹線やまびこ号普通車指定席」に変更になったとき。
- ウ. 確定書面に「Aホテル利用」と記載されていたが、Aホテルが休業したことにより、契約書面に利用予定ホテルとして記載のなかった「Cホテル」に変更になったとき。
- エ. 確定書面に「福岡空港発 新千歳空港行きA航空直行便」と記載されていたが、航空会社の過剰予約受付により、「A航空の福岡空港発 中部国際空港乗り継ぎで新千歳空港着」に変更になったとき。

(16) 募集型企画旅行契約の部及び受注型企画旅行契約の部「特別補償」「特別補償規程」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行の日程に、旅行者が旅行業者の手配に係る運送・宿泊機関等のサービスの提供を一切受けない日が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故によって旅行者が被った損害に対し、特別補償規程による補償金及び見舞金の支払いが行われない旨を契約書面に明示したときは、当該日は企画旅行参加中とはしない。
- イ. 旅行者が事故によって身体に傷害を被り、旅行業者が当該旅行者又はその法定相続人に補償金等を支払った場合、旅行者又はその法定相続人が、旅行者の被った傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、旅行業者が支払った額の限度内で、旅行業者に移転する。
- ウ. 旅行業者は、いかなる場合においても、事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、通院見舞金を支払わない。
- エ. 旅行業者は、携帯品損害補償について、補償対象品の1個又は1対についての損害額が10万円を超えるときは、そのものの損害の額を10万円とみなして損害補償金を支払う。

(17) 募集型企画旅行契約の部及び受注型企画旅行契約の部「特別補償規程」に関する次の記述から、入院見舞金、通院見舞金又は携帯品損害補償金の支払いの対象とならないものをすべて選んでいるものはどれか。

(注1) 旅行業者が入院見舞金又は通院見舞金の支払いを要する場合において、それ以外に支払うべき補償金等はないものとする。

(注2) 携帯品損害補償金を支払う場合は、約款に定める支払いが必要な最低額を上回っているものとする。

- a. 旅行者が、旅行参加中に、道路上でレンタカーを運転中にハンドル操作を誤り、壁面に衝突した事故によって被った傷害の治療のための7日間の入院
- b. 旅行者が、旅行参加中に、ホテルの洗面台に誤って流し、紛失したコンタクトレンズ
- c. 旅行者が、旅行日程に定められた自由行動日に、スノーボードで滑降中、転倒事故によって被った傷害の治療のための5日間の通院
- d. 旅行者が、旅行日程に定められた自由行動日に、島内観光のために持ち込んだ原動機付自転車の盗難

ア. a, c イ. b, d ウ. a, b, d エ. a, b, c, d

(18) 手配旅行契約の部に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 「旅行代金」とは、旅行業者が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び旅行業者所定の旅行業務取扱料金（変更手続料金及び取消手続料金を除く。）をいう。
- イ. 旅行業者は、宿泊サービスの手配のみを目的とする契約であって旅行代金と引換えに当該宿泊サービスの提供を受ける権利を表示した書面を旅行者に交付するものについては、口頭により申込みを受け付けることがあり、この場合において契約は、旅行業者が契約の締結を承諾した時に成立する。
- ウ. 旅行業者は、旅行開始前に旅行者から契約の内容を変更するよう求めがあったときは、可能な限りこれに応じるが、旅行開始後は応じない。
- エ. 旅行業者の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となった場合は、旅行者は契約を解除することができ、これにより旅行者が損害を被ったときは、損害発生の翌日から起算して2年以内に旅行業者に対して通知があったときに限り、旅行業者はその損害を賠償する責に任じる。

(19) 手配旅行契約の部に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア. 旅行業者は、旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用で旅行者の負担に帰すべきもの及び取扱料金の合計額が旅行代金として既に収受した金額に満たないときは、旅行終了後、速やかに旅行者にその差額を払い戻す。
- イ. 旅行開始前に運送機関の運賃・料金の改訂により旅行代金の変動を生じ、旅行業者によって旅行代金が増額された場合、旅行者は旅行業者が得るはずであった取扱料金を支払うことなく、契約を解除することができる。
- ウ. 旅行者が所定の期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日に旅行者が契約を解除したものとする。
- エ. 旅行業者は、団体・グループ手配において、旅行開始後に契約責任者から構成者の変更の申出があった場合、これに応じない。

(20) 旅行相談契約の部に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア. 旅行業者が相談料金を収受することを約して、旅行者の委託により、旅行者が旅行の計画を作成するために必要な助言を行うことは、旅行相談契約の業務に該当しない。
- イ. 契約は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを受け付けた場合を除き、旅行業者が、契約の締結を承諾し、旅行者から所定の事項を記入した申込書を受領し、相談料金を収受した時に成立する。
- ウ. 旅行業者は、旅行者の相談内容が公序良俗に反し、若しくは旅行地において施行されている法令に違反するおそれがあるものであるときは、契約の締結に応じないことがある。
- エ. 旅行業者は、契約の履行に当たって、旅行業者が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、契約成立の日から起算して6月以内に当該旅行業者に対して通知があったときに限り、その損害を賠償する責に任じる。

2. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. バス会社は、旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された刃物その他の物品を携帯しているときは、運送の引受け又は継続を拒絶し、又は制限することがある。
- イ. バス会社は、地方運輸局長に届け出たところにより、特別な設備を施した車両を使用する場合には、運賃の割り増しをする。
- ウ. 運送契約の成立後において、契約責任者が運送申込書に記載した乗車申込人員を変更しようとするときは、緊急の場合及びバス会社が認める場合を除き、あらかじめ書面によりバス会社の承諾を求めなければならない。
- エ. バス会社が収受する運賃及び料金は、旅客がバス会社に運送の申込みをした時点において地方運輸局長に届け出て実施しているものによる。

3. 海上運送法第9条第3項の規定に基づく標準運送約款（フェリーを含む一般旅客定期航路事業に関する標準運送約款）に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. フェリー会社は、約款に定める事由により運送契約の申込みを拒絶する場合を除き、使用船舶の輸送力の範囲内において、運送の申込みの順序により、旅客及び手回り品の運送契約の申込みに応じる。
- イ. 旅客が乗船券を紛失したときは、フェリー会社は、旅客が乗船券を所持して乗船した事実が明白である場合を除き、改めて運賃及び料金を申し受け、これと引き換えに乗船券を発行するとともに、その旨の証明書を発行する。この場合において、当該旅客が紛失した乗船券を発見したときは、その通用期間の経過後6ヶ月以内に限り、当該証明書を添えてフェリー会社に運賃及び料金の払戻しを請求することができる。
- ウ. フェリー会社は、旅客が疾病により、継続して乗船することができなくなったことを証明した場合において、乗船券の通用期間の経過後30日以内に当該旅客が払戻しの請求をしたときは、券面記載金額と既使用区間に対応する運賃及び料金の額との差額を、当該乗船券の発売営業所その他当該フェリー会社が指定する営業所において、旅客に払い戻す。
- エ. フェリー会社は、法令の規定によるほか、災害時における円滑な避難、緊急輸送その他これらに類する旅客又は貨物の輸送を行う場合は、予定した船便の発航の中止又は使用船舶、発着日時、航行経路若しくは発着港の変更の措置をとることがある。

4. 旅客鉄道会社（JR）の旅客営業規則に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. 大口団体とは専用臨時列車を一口の団体だけで利用する場合（旅客鉄道会社の定める両数以上を利用するときを含む。）の団体旅客をいい、小口団体とは大口団体以外の団体であって、当該団体の構成人員によってA小口団体とB小口団体に区分される。
- イ. 幹線と地方交通線にまたがる片道乗車券において、乗車区間の営業キロが396.2キロメートル、運賃計算キロが422.1キロメートルの場合、乗車券の有効期間は4日間である。
- ウ. 旅客鉄道会社は、訪日観光団体に対しては、団体旅客が15人以上50人までのときはうち1人、51人以上のときは50人までごとに1人を加えた人員を無賃扱人員として旅客運賃を収受しない。
- エ. 団体乗車券を所持する旅客の使用開始後における指定券に関する変更については、原団体乗車券に表示された列車が乗車駅を出発する時刻の2時間前までに係員に申し出て、その承諾を受けた場合であって、かつ、輸送上の支障がない場合に限り、1回に限って取り扱われる。

5. モデル宿泊約款に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. ホテル（旅館）は、宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品がホテル（旅館）に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明しないときは、ホテル（旅館）は、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届ける。
- イ. ホテル（旅館）は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋する。
- ウ. ホテル（旅館）は、宿泊客が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたときは、宿泊契約を解除することができる。
- エ. 宿泊契約は、ホテル（旅館）が契約の申し込みを承諾し、かつ、ホテル（旅館）が定める申込金を受理したときに成立する。

〈余 白〉

3 国内旅行実務

1. 貸切バスによる運送に関する以下の各設問について、それぞれ選択肢の中から答を1つ選びなさい。

(1) 次の利用内容で運行する大型車の貸切バス（本設問において、以下「大型バス」という。）に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

(注1) 「一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款」によるものとする。

(注2) 大型バスの運賃は、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について（平成26年3月26日付 関東運輸局長公示）」によるものとする。

(注3) この大型バスの所定運賃は下限額を使用して計算された最低額とする。

(注4) この利用に係る大型バスの運賃の割引はないものとする。

(注5) この利用に係る大型バスの料金は考慮しないものとする。

(注6) 選択肢エ. について、バス会社は契約責任者の都合による旅行日程の変更を承諾したものとし、かつ、変更後の旅行日程が記載された乗車券について、当該乗車券を所持することなく旅客の乗車を認めたものとする。なお、この運送契約内容の変更回数は選択肢エ. による1回のみである。

〈運送契約成立時における大型バスの利用内容〉

- この大型バスは2日にわたる運送で宿泊を伴う利用である。
- この大型バスは旅客の宿泊場所の駐車場に宿泊駐車し、この大型バスの運転者は旅客の宿泊場所に宿泊する。
- この大型バスの2日にわたる運送の走行時間の合計は8時間である。
- この大型バスの2日にわたる運送の走行距離の合計は200キロであり、その走行距離には10キロの回送距離が含まれている。

ア. 運転者の宿泊料はバス会社の負担である。

イ. 運送契約成立時の利用内容における時間制運賃を求めるための時間は10時間である。

ウ. 運送契約成立時の利用内容におけるキロ制運賃を求めるための距離は190キロである。

エ. 1日目の運行日当日、契約責任者の都合で、この大型バスの運行行程にある駐車待機時間が1時間延長となる旅行日程の変更が生じ、走行時間の合計が9時間となった。この場合、バス会社は、旅行終了後の精算において、時間制運賃1時間分の運賃を追徴する。

- (2) 学校教育法による高等学校に通学する学生32人、当該学校の教職員2人、同行する旅行業者1人の計35人によって構成され当該学校の教職員が引率する団体が、次の行程で旅客鉄道会社（ＪＲ）の新幹線さくら号と大型車の貸切バス（本設問において、以下「大型バス」という。）を利用する場合の以下の各設問について、資料に基づきそれぞれ選択肢の中から答を1つ選びなさい。

(注1) この団体は、ＪＲによる運送の引受けがされているものとする。

(注2) ＪＲ運賃料金の計算にあたり、所定のは数整理はされるものとする。

(注3) 「一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款」によるものとする。

(注4) 大型バスの運賃は、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について（平成26年3月26日付 九州運輸局長公示）」によるものとする。

(注5) この団体は、バス会社に対し当該学校の長が発行する証明書を提出しているものとする。

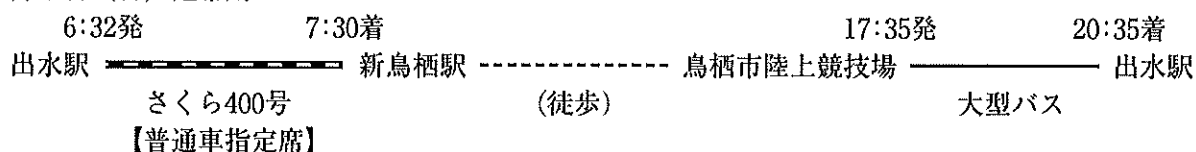
(注6) この利用に係る大型バスの運賃は上限額を使用して計算された最高額とする。

(注7) この利用に係る大型バスの料金は考慮しないものとする。

(注8) この大型バスの運賃計算にあたり、消費税の計算は行わないものとする。

〈行 程〉

6月5日（日）通常期



〈大型バスの運行行程〉

1. 出庫時刻は14時20分
2. 車庫から鳥栖市陸上競技場の配車場所までの距離は高速道路を経由して190キロ
3. 鳥栖市陸上競技場の配車時刻は17時20分
4. 鳥栖市陸上競技場の配車場所から出水駅までの距離は高速道路を経由して190キロ
5. 出水駅から車庫まで距離は1キロ
6. 帰庫時刻は20時45分

〈資 料〉

- 出水駅から新鳥栖駅までの九州新幹線を経路とする片道普通旅客運賃は3,740円である。
- 出水駅から新鳥栖駅までの九州新幹線の指定席特急料金（通常期）は3,770円である。
- この大型バスの時間制運賃の上限額は1時間あたり6,910円、下限額は1時間あたり4,790円である。
- この大型バスのキロ制運賃の上限額は1キロあたり150円、下限額は1キロあたり100円である。

① この団体の J R 運賃料金の合計額を求める計算式のうち正しいものはどれか。

- ア. 学生 1 人あたりの運賃 3,740円 - (3,740円 × 50%) ①
 教職員 1 人あたりの運賃 3,740円 - (3,740円 × 30%) ②
 旅行者 1 人あたりの運賃 3,740円 ③
 学生及び教職員及び旅行者の 1 人あたりの料金 3,770円 ④
 【(① × 32 人分) + (② × 2 人分) + (③ × 1 人分) + (④ × 35 人分)】の計算によって求められる額
- イ. 学生及び教職員の 1 人あたりの運賃 3,740円 - (3,740円 × 50%) ①
 旅行者 1 人あたりの運賃 3,740円 ②
 学生及び教職員及び旅行者の 1 人あたりの料金 3,770円 ③
 【(① × 34 人分) + (② × 1 人分) + (③ × 35 人分)】の計算によって求められる額
- ウ. 学生 1 人あたりの運賃 3,740円 - (3,740円 × 50%) ①
 教職員及び旅行者の 1 人あたりの運賃 3,740円 - (3,740円 × 30%) ②
 学生及び教職員及び旅行者の 1 人あたりの料金 3,770円 ③
 【(① × 32 人分) + (② × 3 人分) + (③ × 35 人分)】の計算によって求められる額
- エ. 学生 1 人あたりの運賃 3,740円 - (3,740円 × 50%) ①
 教職員及び旅行者の 1 人あたりの運賃 3,740円 ②
 学生及び教職員及び旅行者の 1 人あたりの料金 3,770円 ③
 【(① × (32 - 1) 人分) + (② × 3 人分) + (③ × (35 - 1) 人分)】の計算によって求められる額

② この大型バスの運賃に関する記述のうち正しいものはどれか。

- ア. この大型バスの運賃は、「時間制運賃：6 時間 × 6,910 円」、「キロ制運賃：380 キロ × 150 円」として計算した額を合計する。
- イ. この大型バスの運賃は、「時間制運賃：8 時間 × 6,910 円」、「キロ制運賃：380 キロ × 150 円」として計算した額を合計する。
- ウ. この大型バスの運賃は、「時間制運賃：6 時間 × 6,910 円」、「キロ制運賃：390 キロ × 150 円」として計算した額の合計から 2 割引した額となる。
- エ. この大型バスの運賃は、「時間制運賃：8 時間 × 6,910 円」、「キロ制運賃：390 キロ × 150 円」として計算した額の合計から 2 割引した額となる。

2. フェリーによる運送に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

(注1)「海上運送法第9条第3項の規定に基づく標準運送約款（フェリーを含む一般旅客定期航路事業に関する標準運送約款）」によるものとする。

(注2) 年齢は乗船日現在とする。

- ア. 4.8mの自動車を運送する自動車航送運賃が10,000円、2等船室の旅客運賃が大人1,000円、1等船室の旅客運賃が大人2,000円のフェリーに、当該自動車1台と当該自動車の運転者と大人の同乗者1人の計2人が1等船室に乗船する場合、この乗船に係る運賃の合計額は14,000円である。
- イ. 旅客が、入船前の指定便に係る乗船券について、当該指定便の発航前に払戻しの請求をした場合、フェリー会社は約款で別に定める事項に該当する場合を除き、約款で定める額の範囲内においてフェリー会社が定める額の手数料を申し受ける。
- ウ. 750ccの自動二輪車を運送する特殊手荷物運賃が5,000円、2等船室の旅客運賃が大人1,000円のフェリーに、当該自動二輪車1台と当該自動二輪車の運送申込人と大人の同乗者1人の計2人が2等船室に乗船する場合、この乗船に係る運賃の合計額は7,000円である。
- エ. 指定制座席の2等船室の旅客運賃が大人1,000円、小児500円のフェリーに、大人1人と5歳と1歳の小児の計3人が当該2等船室の座席2席を使用して乗船する場合、この乗船に係る運賃の合計額は1,500円である。

3. 宿泊に関する次の記述のうち、資料に基づき、誤っているものを1つ選びなさい。

(注1) モデル宿泊約款によるものとする。

(注2) 入湯税及び宿泊税は課税されないものとする。

(注3) 選択肢ア. は、宿泊客に違約金の支払義務がある宿泊契約とする。

(注4) 選択肢イ. は、宿泊客に追加料金は発生していないものとする。

(注5) 選択肢ウ. は、宿泊施設が時間外の客室の使用に応じたものとする。

(注6) 選択肢エ. は、サービス料及び消費税の計算を行わないものとする。

(注7) 選択肢オ. は、宿泊契約が成立したとき、宿泊施設は指定期日までに申込金の支払いを宿泊客に求めるものとする。

〈資料〉

この設問における宿泊施設は、以下のとおりに定めている。

● 旅館の場合

基本宿泊料：大人1人あたり1泊2食付20,000円

サービス料：10%

消費税：10%

宿泊契約解除の通知を受けた日が宿泊日の3日前であるときの違約金の比率：10%

宿泊契約解除の通知を受けた日が宿泊日の前々日であるときの違約金の比率：20%

宿泊契約解除の通知を受けた日が宿泊日の前日であるときの違約金の比率：30%

● ホテルの場合

基本宿泊料：ツインルーム（定員2名）1室あたり20,000円

チェックアウト：午前10時

- ア. この旅館の宿泊日が9月7日・8日・9日の3日である大人1人の宿泊客が、当該宿泊客の都合により9月6日に9月7日・8日の2日の宿泊契約の解除をこの旅館に申し出た。この旅館は、当該宿泊客から10,000円の違約金を申し受ける。
- イ. この旅館に大人1人と大人に準じる食事と寝具等の提供を伴う10歳の小学生の子供1人が1泊するとき、この宿泊客が支払うべき宿泊料金等の総額は41,140円である。
- ウ. 宿泊客が、このホテルのツインルームを午後2時まで使用したとき、このホテルは時間外の客室の使用に係る追加料金として10,000円申し受ける。
- エ. このホテルのツインルームに、宿泊客と宿泊期間を2日とする宿泊契約が成立したとき、このホテルは申込金を20,000円とすることができる。

4. 旅客鉄道会社（JR）に関する以下の各設問について、それぞれ選択肢の中から答を1つ選びなさい。

- (1) 乗継割引に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (注1) 乗車に必要な乗車券類は、いずれも最初の列車の乗車前に全て同時に購入するものとする。
 (注2) それぞれの列車の乗車区間内では途中下車しないものとする。
 (注3) 選択肢ア. イ. の乗車日は2日にまたがり、選択肢ウ. エ. の乗車日は1日とする。
 (注4) 選択肢ア. イ. エ. の列車は全て普通車指定席を利用するものとする。
 (注5) 選択肢ウ. に記載する金額は、記載の利用座席における大人の特急料金の額を示している。

ア. 特急「いなほ」の特急料金に乗継割引が適用される。

(1日目) 酒田駅 ————— 新潟駅
 特急「いなほ」

(2日目) 新潟駅 ————— 越後湯沢駅
 新幹線「とき」

イ. 乗継割引が適用される列車はない。

(1日目) 水戸駅 ————— 品川駅
 特急「ひたち」

(2日目) 品川駅 ————— 京都駅
 新幹線「のぞみ」

ウ. 新幹線「つるぎ」の特急料金に乗継割引が適用される。

富山駅	—————	金沢駅	—————	名古屋駅	—————	豊橋駅
	新幹線「つるぎ」		特急「しらさぎ」		新幹線「こだま」	
	〈普通車自由席〉		〈普通車指定席〉		〈普通車自由席〉	
	1,870円				990円	

エ. 特急「しまんと」の特急料金に乗継割引が適用される。

阿波池田駅 ————— 坂出駅 ————— 岡山駅 ————— 熊本駅
 特急「しまんと」 快速「マリンライナー」 新幹線「みずほ」

(2) 次の経路による行程で大人1人が乗車する場合について、各設問に該当する答を、それぞれの選択肢の中から1つ選びなさい。

(注1) この行程の乗車に必要な乗車券類は、最初の列車の乗車前に全て購入するものとする。

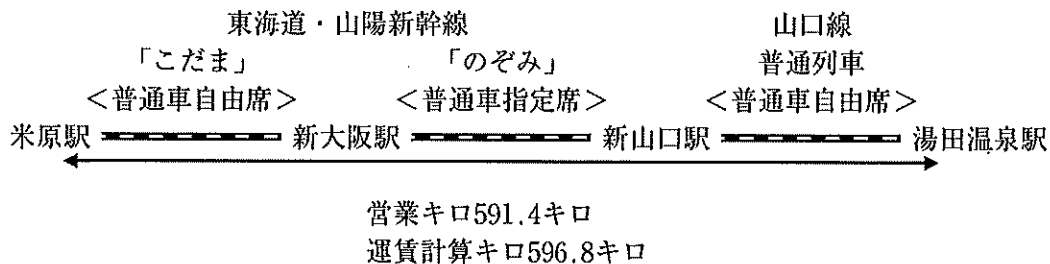
(注2) 6月9日の新大阪駅では新幹線の改札口を出ないで、「のぞみ」に乗り継ぐものとする。

(注3) この行程において途中下車となる駅は湯田温泉駅と出雲市駅である。

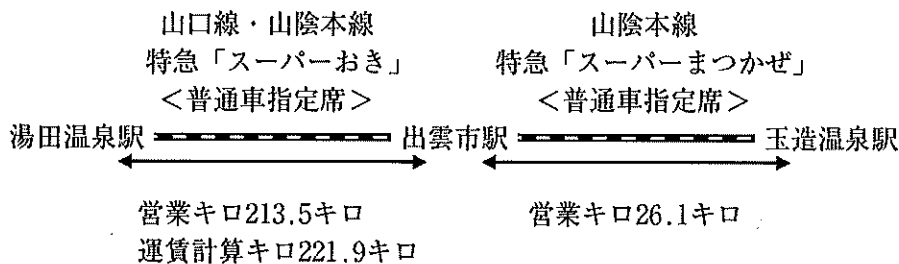
(注4) 山口線は地方交通線である。

〈行程〉

6月9日(木) 閑散期



6月10日(金) 通常期



① 運賃の額に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア. 運賃は、「591.4キロ+213.5キロ+26.1キロ」の計算距離による額となる。
- イ. 運賃は、「591.4キロ+221.9キロ+26.1キロ」の計算距離による額となる。
- ウ. 運賃は、「596.8キロ+213.5キロ+26.1キロ」の計算距離による額となる。
- エ. 運賃は、「596.8キロ+221.9キロ+26.1キロ」の計算距離による額となる。

② 6月9日の特急料金の額について、資料に基づき、正しいものを1つ選びなさい。

〈資料〉

■東海道・山陽新幹線〔ひかり〕〔こだま〕指定席特急料金（通常期）

米原		
3,060円	新大阪	
5,490円	5,150円	新山口

■東海道・山陽新幹線〔のぞみ〕指定席特急料金（通常期）

新大阪	
5,470円	新山口

- ア. $5,490円 + (5,470円 - 5,150円) - 530円 =$ 5,280 円
 イ. $5,490円 + (5,470円 - 5,150円) - 200円 =$ 5,610 円
 ウ. $3,060円 - 530円 - 200円 = 2,330円$ ①
 $5,470円 - 200円 = 5,270円$ ②
 ① + ② = 7,600 円
 エ. $3,060円 - 530円 = 2,530円$ ①
 $5,470円 - 200円 = 5,270円$ ②
 ① + ② = 7,800 円

③ 6月10日の特急券に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア. この行程の特急列車に乗車するには、「湯田温泉駅から出雲市駅まで213.5キロによる特急券」と「出雲市駅から玉造温泉駅まで26.1キロによる特急券」の2枚が必要である。
 イ. この行程の特急列車に乗車するには、「湯田温泉駅から出雲市駅まで221.9キロによる特急券」と「出雲市駅から玉造温泉駅まで26.1キロによる特急券」の2枚が必要である。
 ウ. この行程の特急列車に乗車するには、「湯田温泉駅から出雲市駅までの213.5キロと出雲市駅から玉造温泉駅までの26.1キロを通算した239.6キロによる特急券」の1枚が必要である。
 エ. この行程の特急列車に乗車するには、「湯田温泉駅から出雲市駅までの221.9キロと出雲市駅から玉造温泉駅までの26.1キロを通算した248.0キロによる特急券」の1枚が必要である。

(3) 次のＪＲ券の取り扱いについて、各設問に該当する答を、それぞれの選択肢の中から１つ選びなさい。

- (注１) このＪＲ券の購入、変更、払いもどしは、ＪＲの駅で指定券を発売している時間内に行うものとする。
- (注２) このＪＲ券は現金で購入したものとする。
- (注３) このＪＲ券は１回も変更されていないものとする。
- (注４) 設問（２）ア．は利用列車の変更とし、このＪＲ券と同一区間を乗車し、グリーン車を利用するものとする。
- (注５) 設問（２）イ．を除き、本設問における変更、払いもどしは使用開始前で有効期間内に行うものとする。
- (注６) 設問（２）イ．を除き、本設問における変更、払いもどし、指定列車の乗り遅れは旅客の都合によるものとする。

乗車券・新幹線特急券・グリーン券 **		
..... ■■	乗車券当日限り有効	
小 倉 → 博 多		
3月19日 (7:41 発)	(7:56 着)	C14
さくら 401号 全席禁煙 6号車 13番A席 		
¥4,230 内訳：乗 1,170 ・特 1,760 ・グ 1,300		
下車前途無効		
		見 本
2022. -XX. XX		

① このＪＲ券を３月18日に払いもどす場合の払いもどし手数料の額に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア．乗車券の払いもどし手数料は不要、特急券の払いもどし手数料は不要、グリーン券の払いもどし手数料は390円である。
- イ．乗車券の払いもどし手数料は不要、特急券の払いもどし手数料は520円、グリーン券の払いもどし手数料は不要である。
- ウ．乗車券の払いもどし手数料は220円、特急券の払いもどし手数料は不要、グリーン券の払いもどし手数料は390円である。
- エ．乗車券の払いもどし手数料は220円、特急券の払いもどし手数料は520円、グリーン券の払いもどし手数料は不要である。

② このＪＲ券の取り扱いに関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア．この列車の小倉駅出発時刻までに、３月19日に出発する「のぞみ号」に変更する場合、「のぞみ号」と「さくら号」の特急料金の差額の支払いが必要である。
- イ．この列車の小倉駅出発後、ＪＲ会社の都合により博多駅到着時刻が３月19日の午前10時10分となった。この場合、特急料金1,760円とグリーン料金1,300円の合計3,060円が返金される。
- ウ．この列車に乗り遅れた場合、特急券及びグリーン券は無効となり払いもどしされない。
- エ．この列車のグリーン券は２月19日の午前10時から発売する。

〈以 上〉